

各 位

平成 21 年 11 月 30 日  
株式会社ワールドインテック  
(コード番号：2429)

代表取締役会長兼社長 伊井田 栄吉  
福岡県北九州市小倉北区馬借 1 丁目 3 番 9 号  
問合せ先：経営マネジメント本部  
取締役 菅野 利彦  
TEL093-533-0540

## 株式の分割、単元株制度の採用及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は平成 21 年 11 月 30 日開催の取締役会において、株式の分割、単元株制度の採用及び定款の一部変更について下記の通り決議いたしましたのでお知らせいたします。

### 記

#### I. 株式の分割について

##### 1. 株式分割の目的

投資家の皆様に、より投資しやすい環境を整えることで、株式の流動性向上と投資家層の拡大を図る事が、株式分割の目的であります。

##### 2. 株式分割の概要

###### (1) 分割により増加する株式数

株式分割前の当社発行済株式総数	55,760 株
今回の分割により増加する株式数	16,672,240 株
株式分割後の当社発行済株式総数	16,728,000 株* <sup>1</sup>
株式分割後の発行可能株式総数	54,000,000 株

\*1・株式分割後の当社発行済株式総数は、平成 21 年 9 月 30 日のものであり、潜在株式がある為に変動する可能性があります。

###### (2) 分割の方法

平成 21 年 12 月 31 日（木曜日）を基準日として（当日は株主名簿管理人の休業日につき、実質的には平成 21 年 12 月 30 日（水曜日）を基準として）同日最終の株主名簿に記載または記録された株主の所有株式数を、1 株につき 300 株の割合をもって分割いたします。

##### 3. 日程

基準日公告日	平成 21 年 12 月 16 日（水曜日）
分割基準日	平成 21 年 12 月 31 日（木曜日）* <sup>2</sup>
効力発生日	平成 22 年 1 月 1 日（金曜日）

\*2・当日は株主名簿管理人の休業日につき実質的には平成 21 年 12 月 30 日（水曜日）となります。

##### 4. その他、この株式の分割に必要な事項は、今後の取締役会において決定いたします。

## II. 単元株制度の採用について

### 1. 単元株制度の採用の理由

全国証券取引所が公表した「売買単位の集約に向けた行動計画」の趣旨に鑑み、当社株式の単元株式数を現行の1株から100株に変更するものであります。

### 2. 新設の日程

効力発生日 平成22年1月1日（金曜日）

(注) 上記の単元株式制度の採用に伴い、平成22年1月1日付けをもって、ジャスダック証券取引所における売買単位も1株から100株に変更いたします。

## III. 定款の一部変更について

上記株式分割及び単元株制度の採用に伴い、会社法第184条第2項及び第191条の規定に基づく取締役会決議により平成22年1月1日付をもって当社定款の一部変更を行います。

①株式の分割の割合を勘案して当社の発行可能株式総数を増加させるため、現行定款第5条を変更いたします。

②株式の分割と同時に単元株制度を採用し、単元株式数を100株とするため、第6条を新設いたします。

③第5条の変更及び第6条の新設の効力発生日を定めるため、附則第4条を新設いたします。

(下線は変更部分)

変更前	変更後
第2章 株式 (発行可能株式総数) 第5条 当社の発行可能株式総数は、 <u>180,000株</u> とする  (新設)	第2章 株式 (発行可能株式総数) 第5条 当社の発行可能株式総数は、 <u>54,000,000株</u> とする。  (単元株式数) 第6条 当社の単元株式数は、 <u>100株</u> とす <u>る。</u>
第6条～第41条 (条文省略)  (新設)	第7条～第42条 (現行どおり)  (附則) 第4条 <u>第5条の変更及び第6条の新設の効力発生日は、平成22年1月1日とする。</u>  <u>2 なお、本附則第4条は、前項の効力発生日をもって削除する。</u>

なお、変更後の定款の効力発生日は、平成22年1月1日（金曜日）となります。

## [ご参考]

今回の株式分割に伴い、旧商法第280条ノ19第2項の規定、旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき発行したストックオプション（新株引受権又は新株予約権）の行使価額を次のとおり調整いたします。

- (1) 平成12年9月13日開催の臨時株主総会決議に基づく  
第1回ストックオプション（第1回新株引受権）[平成12年9月29日付与分]  
調整後の行使価額 56円      調整前行使価額 16,667円  
(注：権利行使請求期間 平成12年9月29日～平成22年9月13日)
- (2) 平成13年12月21日開催の臨時株主総会決議に基づく  
第2回ストックオプション（第2回新株引受権）[平成13年12月21日付与分]  
調整後の行使価額 78円      調整前行使価額 23,334円  
(注：権利行使請求期間 平成14年1月1日～平成23年12月21日)
- (3) 平成14年9月6日開催の臨時株主総会決議に基づく  
第3回ストックオプション（第1回新株予約権）[平成14年9月7日付与分]  
調整後の行使価額 78円      調整前行使価額 23,334円  
(注：権利行使請求期間 平成14年9月7日～平成24年9月9日)
- (4) 平成15年9月12日開催の臨時株主総会決議に基づく  
第4回ストックオプション（第2回新株予約権）[平成15年10月1日付与分]  
調整後の行使価額 78円      調整前行使価額 23,334円  
(注：権利行使請求期間 平成15年10月1日～平成25年9月12日)
- (5) 平成16年8月18日開催の臨時株主総会決議に基づく  
第5回ストックオプション（第3回新株予約権）[平成16年9月20日付与分]  
調整後の行使価額 94円      調整前行使価額 28,000円  
(注：権利行使請求期間 平成16年9月1日～平成26年9月18日)

以上